

## 国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針に係る行動制限の考え方

I. 国・県からの要請・指示	レベル	備考
要請なし	0	
注意喚起	1	
自粛要請	2	
休学要請	3	4/16付で政府から緊急事態宣言発出，4/22付で香川県から休業要請。
休学指示	4	

II. 香川県内の感染状況	レベル	備考
感染者なし	0	
新規感染者が散発的に発生	1	
新規感染者が1日当たり数名～9名発生	2	香川県における新規感染者は，1日当たり数名（4/23現在：0名）程度。
新規感染者が1日当たり10名以上発生	3	
新規感染者が爆発的に発生	4	

III. 本学学生・教職員の感染者	レベル	備考
なし	0～2	本学関係者の感染は確認されていない。
1名発生	3	
複数発生	4	

4. 全学の行動制限の決定	行動制限レベル	備考
上記Ⅰ～Ⅲのレベルを判断基準として，教育（授業，課外活動，入構），研究（教員・学生），運営（会議，事務）の各区分で具体的な制限事項を明記する。 ただし，上記判断基準は各区分において，個々に適用して検討を行う。	通常（制限なし）	
	小	
	中	
	大	
	禁止	

※ 黄色部分が現在の状況を示す。

## 国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針

方針：本対応指針は、本学の学生、教職員及びその家族の健康と安全を確保するとともに、本学における感染拡大防止のため策定するもの。

留意点：原則として、全学共通の対応指針とするが、医学部及び附属病院については、その機能及び社会的使命に鑑み、別途定める。

現在の状況	制限レベル	入構	授業(教育活動)	課外活動	研究活動	管理運営活動	会議	移動制限
全 都 道 府 県 へ の 緊 急 事 態 宣 言 発 令  香 川 県 内 へ の 休 業 自 粛 要 請	小	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、対面での実施可 ・レポート等の提出は、紙媒体での提出可 ・学生からの問い合わせは、学務係窓口、電話、メールで対応	【学生】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)を講じて、続行	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・不要不急の移動は自粛
	中	【学生】 ・不要不急の入構自粛 (※生協利用は限定的に可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可 (※生協利用は限定的に可)	【学生・教員】 ・可能な限り遠隔で実施 ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・不要不急の活動自粛	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・感染拡大地域での活動自粛 ・学会等への参加自粛 【研究指導】 ・対面での指導自粛 ・自宅での活動を推奨	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 (可能な限り在宅勤務で対応)	【教員・職員】 ・可能であれば遠隔会議 (困難な場合は感染防止対策(3密回避)の上、実施)	【学生・教員・職員】 ・感染拡大地域への移動禁止(通勤・通学・地域医療支援を除く)
	大	【学生】 ・原則禁止 (※生協利用は限定的に可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可 (可能な限り在宅勤務等で対応) (※生協利用は限定的に可) ※ただし、生協は短縮営業となり、感染防止対策(3密回避・マスク着用)を遵守出来ない場合は入店禁止	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施 (可能な限り在宅で対応) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・禁止(～6/17)	【学生・教員】 ・自宅での活動を原則 ・県外での活動原則中止 ・学会等への参加原則中止 【指導】 ・ゼミ等対面での指導は中止 ・やむをえない事由での活動に限り、部局長の許諾の下で最小限を実施(学生への活動の強制は禁止) ※別添資料参照	【職員】 ・基本的に在宅勤務で対応	【教員・職員】 ・不要不急の会議中止 (その他は遠隔会議)	【学生】 ・県外移動禁止 【教員・職員】 ・県外移動禁止(隣県間の通勤・地域医療支援を除く) ※特定警戒都道府県への移動後は14日間の自宅待機
	禁止	【学生】 ・禁止 【教員・職員】 ・危機対策本部長が認めた者のみ可 (原則在宅勤務で対応)	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施 (在宅でのみ可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、メールで対応	【学生】 ・禁止	【学生・教員】 ・学内外での全ての研究活動を停止 ・研究基盤維持のため最小限の業務のみ、部局長の許諾の下で対応	【職員】 ・最低限の大学機能維持業務のみ最小人数で実施(その他は在宅勤務で対応)	【教員・職員】 ・原則中止 (緊急の場合遠隔会議)	【学生・教員・職員】 ・県外移動禁止 (自宅待機を併せて要請)

※黄色部分が現在該当する箇所

令和2年4月20日

教員各位

香川大学長

### 本学における研究活動に係る対応について

「新型コロナウイルス感染への対応指針（第9報）」を踏まえ、当面（令和2年6月17日まで）本学の研究活動における対応は以下のとおりとします。

※下線部が改定箇所

#### 1. 基本的対応

○本学の危機対策本部が発出する最新の対応方針に従ってください。

#### 2. 研究環境について

○研究活動の実施場所において、感染対策を講じ衛生環境を整備するとともに、3つの条件（密閉、密集、密接）を回避してください。

#### 3. 研究活動について

##### 1) 教員の研究活動

○研究活動は、上記1及び2に照らして十分に留意して行ってください。

○県外に移動して行う調査や打合せ等は原則中止してください。

○不特定多数が参加する学会・研究集会等への参加は原則中止してください。

##### 2) 教員の指導の下で学生が主体的に行う研究活動（卒論研究、修士研究、博士研究、フィールド調査、研究発表、研究ミーティング等）について

○学生を招集して対面で行う研究室ゼミ、研究ミーティング等は原則中止してください。

○学生が個別に行う研究活動の内、可能なものは自宅で行うよう指導し、研究指導にはメール等を活用してください。

○県外に移動して行う研究活動は中止するよう指導してください。

○やむをえない事由※により、指導教員の下で、学生が学内施設において研究活動を行う場合は、部局長の許可を得た上で、上記1及び2に十分に留意して行うよう指導して下さい。

※生物材料や機器の維持・確保のため、繰り延べできない場合等が該当しますが、個別の対応は部局長の判断に従ってください。

#### 4. その他の研究業務にかかる対応

○申請や報告等にかかる業務について、遅滞が懸念されるものについては、部局の担当部署に問い合わせてください。

#### 5. 上記の措置の継続および解除については、危機対策本部で決定し通知します。

以上